

ヤングケアラー支援対策（国の動向）

資料1-1

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第9期介護保険事業計画		<p>7月10日 社会保障審議会介護保険部会で、介護保険基本指針見直し(案)が提示 ヤングケアラーなど家族介護支援に取り組むことが重要と記載。 介護保険事業計画（9期:2024～2026）への記載を充実することとされた。</p>	
児童福祉法等の一部改正	<p>6月8日成立、6月15日公布 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援 ※子育て世帯訪問支援臨時特例事業等 (実施期間：令和5年度末まで)</p>		<p>4月1日施行（一部を除く） 市町村：こども家庭センター 設置（努力義務）</p>
<p>【以下の公布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭庁設置法 ○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 ○こども基本法 	<p>6月22日公布</p> <p>【こども家庭庁設置法の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務（分担管理事務・内閣補助事務） <p>【こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。 <p>【厚生労働省子ども家庭局】 改正児童福祉法の内容説明の実施 (県向け7/28実施・市町村向け8/26～8/31)</p>	<p>【こども家庭庁】4月1日施行（一部を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に支援が必要なこどもをサポート ・こどもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援 等 ○児童福祉と母子保健の相談機関の一体化 <p>【こども基本法】 心身の発達の過程にある者 → 「こども」と定義 (18歳以上も対象)</p>	
ヤングケアラー支援対策強化事業	<p>4月1日【ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱】制定（令和6年度まで重点取組期間） ヤングケアラー実態調査・研修推進事業、支援対策構築モデル事業</p> <p>6月8日 自由民主党・公明党・国民民主党 の取り組み方針【法制化を含め検討】</p> <p>法制化の動きはなし。</p>		<p>【子育て世帯訪問事業等の拡充】 ※児童福祉法 第21条の18</p>

※「こども・子育て支援加速化プラン」(R6～R8)